

告 示

埼玉県告示第千百五十五号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

上尾市谷津一丁目地内

四 作業期間

令和六年七月三十日から令和七年三月三十一日まで